

## 第104回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成28年12月9日(金) 13:30～15:30

2 場所：中央合同庁舎第2号館 11階会議室

3 出席者

座長 秋山 収

小野 勝久

小早川 光郎

松尾 邦弘

南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建

大臣官房審議官 三宅 俊光

行政相談課長 菅原 希

行政相談業務室長 細川 則明

4 議題

(1) 事案

- ① 児童扶養手当の現況届の郵送による提出(新規)
- ② 年金額改定通知書への点字表記等の要望(新規)
- ③ 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進(継続)

(2) 報告

(あっせん)

- ① 個人住民税の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)の記載内容に係る秘匿措置の促進
- ② 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知

(回答)

- 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善

## 5 議事概要

### (1) 事案

事務局から、付議資料に基づくそれぞれの事案の内容及び当日欠席の委員から事前に聴取した意見の説明が行われた後、各事案の検討が行われた。

各事案について、欠席の委員の意見は、次のとおり。

#### ① 児童扶養手当の現況届の郵送による提出

(江利川委員からの意見)

厚生労働省は、郵送提出された現況届の返送の是正について、ルールとして明確に示すべきである。また、現況届提出時の面談については、行政としては、児童虐待防止の観点から親との面談の機会を確保したいということが考えられるため、全部支給停止者だからといって一律に面談不要とはしがたいという意見も理解できる。

時効の取扱いについては、同省の見解のとおり、時効消滅する権利は基本権であるとする。同省に対しては、区々となっている取扱いの統一を図るよう求めるのがよい。

(高橋委員からの意見)

郵送提出された現況届を返送する取扱いの是正について、厚生労働省に周知を求めるのがよい。また、現況届提出時の面談は法令上の手続ではないから、原則面談を要するという取扱いは、全部支給停止者か否かにかかわらず改める必要があると考えられる。

時効の取扱いが区々となっている点については、同省に対して、時効の解釈を改めて整理して、取扱いの統一を図るよう求めるのがよい。

#### ② 年金額改定通知書への点字表記等の要望

(江利川委員からの意見)

日本年金機構に対して、視覚障害の年金受給者に送付される年金額改定通知書等に音声コードを印刷することを検討するよう求めるのがよい。

(高橋委員からの意見)

同上

#### ③ 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進

(江利川委員からの意見)

市町村において国民健康保険及び介護保険の保険料の減免の要否の検討が行なわれるよう、また、刑事施設の被収容者に対し、保険料の減免措置が受けられる場合があることが周知されるよう、厚生労働省に必要な措置をあっせんするのがよい。法務省には、厚生労働省にあっせんしたことを参考通知するのがよい。

(高橋委員からの意見)

同上

各事案についての委員の意見の概要は以下のとおり。

① 児童扶養手当の現況届の郵送による提出

(秋山座長)

児童扶養手当の認定請求はいつ行ってもよいが、8月には必ず現況届を提出しなければならず、提出しない場合には、次の手当支給月の12月から時効の起算がされ、現況届を提出しないまま2年経過すると、基本権が消滅するという取扱いになっているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(秋山座長)

それでは、委員の方から意見をいただきたい。

(小早川委員)

この議題には、いくつかの論点があるが、いずれの論点も、法的観点からすると答えが決まっていると思われる。しかし、行政実務上では、通知等で法の定めとは異なる取扱いとなっていると思われる。

例えば、現況届提出時の面談に関しては、通知では面談を要するとあるが、法的にみると面談を要するはずがない。法的には、現況届の提出の際についてにお話を伺いたいというもので、せいぜい行政指導を行うというものであろう。

また、時効の取扱いについて、どのような理解でのものなのか不明である。一般に、権利行使しない場合に時効にかかるというのが私の理解だが、全部支給停止者は、行使すべき請求権がないのだから、そもそも消滅するということはないと思われる。これについて、厚生労働省は、受給基本権が消滅するという見解を示しているが、受給者本人が基本権を行使する、しないということではなく、単に一定の資格があるというものであろうし、その資格を失わせる要因は、法律に定めておく必要がある。民法の規定を無理に適用させることは相当ではなく、資格喪失のための規定が必要である。支分権のみならず基本権も時効の対象とするという考え方は、理解できない。

(秋山座長)

実体的に生じている権利は、行使されないときには時効により消滅するということになる。しかし、基本権の取扱いについては、ある年に認定を受けて、現況届を提出しないまま2年を経過した後に、認定の効果がどうなるのかという問題であり、それは時効の問題ではないということか。

(小早川委員)

そうである。認定という行政処分によって得られた資格を基本権と呼んでいるのであり、その行政処分の効力が継続するのか失われるのかという問題である。行政処分の効力が失われるための要件は何か。現況届が提出されなければ効力が失われるというのであれば、その規定が必要であるが、現況届が提出されなければ資格が失われるという規定はない。確かに、現況届の提出は義務付けられているが、現在の法律では、現況届の提出という行政上の手続を行わない場合に資格が失われるということは、到底読めない。現況届を提出させるための仕組み(提出しない場合のペナルティ等)は、別途、法律に定めるべきである。例えば、生活保護法では一定の報告の義務付けの規定があり、それを出さなければ生活保護を停止するという生活保護法の規定がある。

(松尾委員)

そもそも、基本権を時効の対象とすることが理解できない。児童扶養手当は、現況を把握して、支給要件に該当すれば支給されるというものであって、それを受け取る権利を基本権と呼ぶとしても、それを2年間行使しないと認定そのものが時効消滅するというのは、一般にいう時効の概念とは違っている。受給資格の認定を受けると、毎年3回の支分権が発生して、その権利が時効により消滅するというのは、理解できる。しかし、現況届が提出されないために基本権を消滅させるというのは理解できない。現況届は、それを提出しないときには次回以降の支給が差し止められたり、あるいは、子供が増えたことや、収入が減ったこと等が分かると、次の年の手当が増えたり減ったりするというのであり、現況届を2年間出さないことによって、基本的権利が消滅する、児童扶養手当を受ける権利がなくなるという取扱いは、そもそも間違っているのではないか。児童扶養手当の支給は、現況を前提として、その年に3回に分けて手当を支給するというもので、国は手当を支払う義務があり、受給資格がある者は支給を受ける権利があるということである。意図的にその権利を行使せず、いつまでも前の手当を支払ってくれというのはできないから、現況届を提出せず2年を経過すると、請求権が時効でなくなるということはある得ると思うが、基本権は関係ない。受給資格の認定手続があり、国は資格認定を受けた者に所得基準に基づき手当を支払う義務がある。受給資格の認定を受けた者は、その時々が発生した権利に基づき手当の請求をすることとなり、支分権は年により変化するが、その基礎となる基本権については、時効の取扱いをすることは理解できない。

(秋山座長)

厚生労働省の見解からすると、2年間現況届を提出しなかったために基本権がなくなった場合には、もう一度認定を受けなければならないということに実定法の意味があるということになるが、認定の要件を充足しているかどうかは現況届で把握できるのだから、そういうことを観念する必要はないのではないかと思われる。そうすると、そもそも、現況届だけ提出してもらえばよくて、認定行為そのものが不要ではないか

とも思われる。

(松尾委員)

客観的な状況（所得額等）を把握できれば、国は給付の義務を負うのである。現況を把握すればいいのであって、それ以上の取扱いは不要であると思う。

(秋山座長)

基本権を喪失させるというのは、実益がないということか。

(松尾委員)

そうである。

違和感があるのは、資料3ページの厚生労働省の平成28年の通知に記載された「特段の事情」である。通知では、特段の事情がなければ現況届は面談の手続を要としているが、特段の事情として、離島居住や病気であることのみを例示するというのが分からないし、離島居住や病気である場合以外は、現況届の提出時に面談をしなければならないという通知を発出することは、問題だと思われる。ひとり親家庭が要件を満たすかどうかを確認することはもちろん必要である。しかし、離島居住や病気である場合以外は現況届を持参しなければ、届の提出があったと認めないかのような通知をするのは、問題ではないか。児童扶養手当の支給は、児童の福祉を増進させるという児童扶養手当法の趣旨に従い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽くするために行っているのである。ひとり親家庭はただでさえ大変なのに、全部支給停止者も含めて、離島居住や病気の場合を除き、一日仕事を休んで窓口に来なさいというのは、ひとり親家庭を援助しようという行政側が、法の趣旨に反することをしているのではないかと考える。現況届の郵送提出は認めず、中には郵送された現況届を突き返すところもあるということであるが、このような取扱いは理解できない。このような取扱いに関しては、あっせんの際には、法の趣旨に立ち返り、ひとり親家庭に過重な負担となることは避けるよう、求めるべきである。

(南委員)

現況届の提出時に面談をしなければならないというのは、児童扶養手当法の趣旨からすると違和感があるという御意見は、もつともである。一方で、日々いろいろな事件・事例を報道で取り扱っている立場からすると、この児童扶養手当の制度が悪用されないような道筋をつけなければならないとも思う。

個別の論点で言えば、一点目の郵送された現況届を返送する取扱いに関しては、違和感があるので、返送しないこととしていただきたい。しかし、二点目の全部支給停止者について現況届提出時の面談を不要とすることについては、私自身は江利川委員の意見に近い。率直に言うと、ひとり親家庭の事情も様々であることを考えると、面談をしたほうがいいのかも思われる。そのため、一律に面談不要とするのではなく、個別の事情に十分な配慮をしたルールとするのがよいのではないかと思う。

(小野委員)

時効の取扱いに関しては、現況届と法第 20 条の規定の解釈との関係は、松尾委員の意見のとおりであると思う。

また、今回の審議の端緒となった行政相談委員の意見のとおり、全部支給停止となった者については、現況届は郵送提出を認めるという整理をしてもらうのがいいと思う。経済的に恵まれているひとり親家庭もあることは間違いないと思うが、多くのひとり親家庭は、仕事を休むことで収入減となり得るという前提に立ってもらいたいと思う。そして、現況届の提出期間である 8 月は、担当職員が多くの受給者と面談しなければならず、待ち時間も長いということであるが、現況届のチェックで足りるのに、面談をしているのであれば、事務効率も悪いと思う。このようなことから、本件はあっせんする方向で考えていただきたいと思う。

(秋山座長)

小早川委員の意見のとおり、基本的には、現況届の提出は郵送でもいいということであろう。現況届の提出時の面談は、行政上の配慮又は行政指導という性質のものでしかないと理解する。それにもかかわらず、強制を伴う形で面談を行うことは、行政手続上、大きな問題であると思われる。一方で、行政としては、面談で受給者の状況を把握するとともに、法律上の知識のない受給者には必要な手続の説明や所得の計算方法の説明をするという配慮をしておき、善意の面があることも否定できない。面談を行うことは行政上の配慮という面があることは理解できるものの、面談を強制するというのは不相当であり、児童扶養手当の受給者の実情を把握するための手段については、別途、行政の義務又は責任として考えていくほうがいいと思われる。今回の件については、基本に立ち返って、行政手続としては、現況届は郵送で提出することができるということを前提として考えていくべきであると思われる。

各論点については、郵送提出された現況届を返送するというのは、論外の取扱いであり、是正を求めるべきであろう。面談については、法の趣旨に立ち返って受給者の事情を慮るべきであり、受給者に無理のない範囲で行政上の配慮として行うものであることを前提として、全部支給停止者の面談は必須のものではないとするよう、あっせんしていただきたいと思う。また、時効の取扱いが区々となっていることについては、厚生労働省に対して、この場で示された時効の解釈に関する様々な意見を伝えて、手当の支給機関に対する解釈の説明をして、取扱いの統一を図るよう検討していただきたい旨を申し伝えるという方向であっせんをするということによろしいか。

(松尾委員)

補足したい。資料 3 ページによれば、東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務に関する事務連絡に「原則として郵送による届出は認めていない」と記載されているということである。これは、事務マニュアルで適正受給の確保の手段の一つとして、現況届提出時に直接受給者と面談による現況の聞き取りを実施することとされ

ていることを受けてのものであると考えられるが、これを原則とするのはどうなのか。被災者は、郵送を認めないと困る状況であることは明らかであり、窓口に来なさいというのは、いかななものかと思う。

(三宅審議官)

原則の後に、郵送提出を認めるという記載もある。

(小野委員)

そうであれば、郵送提出を認めることを先に書いてほしいと思う。

(小早川委員)

原則として郵送は認めていませんというのは、適切ではないと思われる。

(秋山座長)

面談で受給者の現状や個別事情を把握することは、善意で行うものにすぎないと考えられるが、そうではないということか。

(小早川委員)

善意で面談による現況届の提出の手続を行っているはずなのに、善意の面談を強制して、その強制に従わず現況届を提出しないときは、時効だというのはどうなのか。

(松尾委員)

あっせんの際には、ひとり親家庭の現状を理解し、十分な行政的配慮をする必要があるということが伝わるように検討していただきたい。

(三宅審議官)

厚生労働省も、平成 28 年の通知の最後で「個々のひとり親家庭の事情に鑑みて過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします」と言及している。

(小早川委員)

善解すると、厚生労働省は、手当の支給機関に対して、制度の精神・趣旨をよく理解し、形式的に事務を行うのではなく、しっかり事務処理をしてほしいと伝えており、面談は、その手法であるということかもしれない。これは手当の支給機関に対して求めていることであるにもかかわらず、手当の支給機関は、国民に対してそのままを求め、受給者に現況届の提出は面談での手続をしなければならないとしているのではないのか。つまり、行政内部での伝達の仕方と国民への対応とが区別されていないために、国民にしわ寄せが来ているのではないかと思われる。大変難しい問題である。

(秋山座長)

制度の趣旨と事務処理の方法の調和をとるよう、お願いするということであろう。

(事務局)

3つの論点については、いずれもあっせんの方向ということで、然るべく対応したい。また、本日示された御意見は、厚生労働省に説明し、あっせん文も御意見を踏まえたものとなるよう検討したい。

## ② 年金額改定通知書への点字表記等の要望

(秋山座長)

視覚障害の障害年金受給者のみ年金額改定通知書に音声コードを印刷する場合、費用はどの程度増えるのか。また、印刷作業の時間が増えることは問題ないのか。

(事務局)

資料 3 ページに視覚障害の障害年金受給者数を 9 万 4 千人と記載しているが、約 10 万人となる。また、日本年金機構から、平成 27 年度のねんきん定期便の 1 件当たりのコストは 89 円、本年度の年金額改定通知書の 1 件当たりのコストは 65 円と聞いており、その差額 24 円が音声コードの印刷のコストであると考えられる。このコストを少し高く見積もり、30 円としても、新たな費用負担は、10 万人分に 30 円を掛けた 300 万円程度となると考えられる。

また、日本年金機構から、平成 28 年度の年金額改定通知書の印刷作成作業の時間が 3～5 営業日であったこと、また、ねんきん定期便の音声コードの印刷に要する時間が 10 万件で 5 時間程度であることを聞いている。視覚障害の障害年金受給者約 10 万人の年金額改定通知書に音声コードを印刷する場合、全体では約 5 時間を要することとなるが、平成 28 年度の年金額改定通知書の印刷作成作業は、16 社に委託されており、10 万件の音声コード印刷もいくつかの事業者へ委託されると考えられ、1 社当たりの印刷時間は、それほど長くはならないと思われる。

(秋山座長)

日本年金機構は、年金額改定通知書以外にも、通知書を発送しているのか。

(事務局)

そうである。年金額改定通知書以外に、年金受給者の年金給付に関する通知書が 4 種類ほどあり、これらの通知は、処分通知に当たるもの当たらないものがあるが、視覚障害の障害年金受給者をシステム上で抽出することが可能となれば、全ての通知書に音声コードを印刷することは可能であると思われ、日本年金機構でそのように対応していただくのがよいのではないかと考える。

(小野委員)

他の通知書も全て音声コードを印刷するのがよいと思う。5 種類の通知で国の財政負担が増えるとしても、約 10 万人の視覚障害者の不便を解消するということに賛成である。

(秋山座長)

視覚障害者の全てが点字を読めるわけではなく、一割程度しか点字が読めないという話も聞いている。それに対して、視覚障害者の方は、厚生労働省の事業で、音声コードは読取りの機器を自己負担 1 万円程度で入手することができるようである。

(事務局)

音声コードについては、スマートフォンの無料のアプリで読み込んで、音声化する



ものがある。全盲の方でなければ、これを利用することも可能である。

(秋山座長)

視覚障害の障害年金受給者をシステム上で抽出するための仕組みが必要となるので、少し準備期間が必要かもしれないが、日本年金機構に音声コードの印刷の対応を検討していただく方向で進めていただくことでよいか。

(各委員の意向を確認し) 事務局は、そのように進めていただきたい。

③ 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進
-------------------------------------------

(秋山座長)

国民健康保険については、国民健康保険条例で保険料として徴収しているところと、国民健康保険税条例で保険税として徴収しているところの二つがあるということだが、介護保険や後期高齢者医療では、そのような場合もあるのか。

(事務局)

保険税はなく、全て保険料という形で徴収している。

(秋山座長)

国民健康保険税を取る場合には税として取るがゆえに国民健康保険条例で保険料を取る場合と比べて何か障害が高いということはあるのか。いずれも、条例で各保険者の裁量で徴収できるのか。

(事務局)

国民健康保険料に比べて国民健康保険税に何かの障害があることは承知していない。保険税又は保険料にするかは、保険者の裁量である。

(小早川委員)

京都府の広域化等支援方針に定められている減免基準のような文言で、国民健康保険条例に減免の規定を設けるべきだということか。

(事務局)

京都府の書き方が良いかどうかは別問題で、条例参考例に保険料の減免規程を設けてはどうかということである。

(小野委員)

都道府県の国民健康運営方針はいつまでに策定しなければならないのか。

(事務局)

平成 29 年度末までに策定し、国民健康保険の都道府県単位化に対応できるようにすることとされている。

(秋山座長)

刑事施設というのは国の施設であり、国民健康保険その他の保険も実施は地方公共団体に委ねられているが、元は国の法律に基づいてやっているものであるため、全国

で統一的に取り扱われることが妥当である。理屈としても、刑事施設等に入所している場合は、医療等の給付はそこで行われるものであり、社会保険上の給付は行わないということが制度上明確になっている。保険料の減免については、全国統一的な取扱いを行うよう法律で規定すべきであると考えているが、そこまで明記しないとすれば、できるだけ統一を図ることが望ましい。このような方向であっせんを行っていただきたい。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

- ① 個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進（平成 28 年 10 月 14 日に総務省自治税務局にあっせん）
- ② 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知（平成 28 年 10 月 28 日に厚生労働省にあっせん）

(回 答)

- 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善（平成 28 年 9 月 30 日に厚生労働省からあっせんに対する回答を受領）

以 上